

★与党(自民党・公明党)が令和7年度税制改正大綱を発表

令和6年12月20日(金)に令和7年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点の速報をご案内します。個人関連では、いわゆる「103万円の壁」について、国民民主党の主張する178万円ではなく123万円とするなど、今後継続される国民民主党、日本維新の会との調整の結果、法案段階で修正される項目もありそうです。なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月の通常国会で提出の見込みです。皆様には今年一年間本当に大変お世話になりました。皆様どうぞ良いお年をお迎えください。(長掛栄一)

◎令和7年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等																			
相続税 ・ 贈与税	適用期限の延長	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長する。																				
	相続税の物納制度	相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しを行う。																				
	個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度	事業者従事要件について、贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き3年以上)特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。	令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用																			
	非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度	役員就任要件について、贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き3年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。																				
所得税 ・ 住民税 = 抜粋 =	所得税の基礎控除	基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。 <table><thead><tr><th>合計所得金額</th><th>基礎控除の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>2,350万円以下</td><td>58万円</td></tr><tr><td>2,350万円超2,400万円以下</td><td>48万円</td></tr><tr><td>2,400万円超2,450万円以下</td><td>32万円</td></tr><tr><td>2,450万円超2,500万円以下</td><td>16万円</td></tr></tbody></table>	合計所得金額	基礎控除の額	2,350万円以下	58万円	2,350万円超2,400万円以下	48万円	2,400万円超2,450万円以下	32万円	2,450万円超2,500万円以下	16万円	令和7年分以後の所得税について適用 ※住民税の基礎控除の変更はない模様									
	合計所得金額	基礎控除の額																				
	2,350万円以下	58万円																				
2,350万円超2,400万円以下	48万円																					
2,400万円超2,450万円以下	32万円																					
2,450万円超2,500万円以下	16万円																					
給与所得控除	55万円の最低保障額を65万円に引き上げる	令和7年分以後の所得税について適用																				
特定親族特別控除(仮称) ※住民税も同様の制度を設ける予定(控除額は所得税と異なります)	居住者が生計を一つにする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次の通りの控除額を控除する。 <table><thead><tr><th>親族等の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>58万円超85万円以下</td><td>63万円</td></tr><tr><td>85万円超90万円以下</td><td>61万円</td></tr><tr><td>90万円超95万円以下</td><td>51万円</td></tr><tr><td>95万円超100万円以下</td><td>41万円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td>31万円</td></tr><tr><td>105万円超110万円以下</td><td>21万円</td></tr><tr><td>110万円超115万円以下</td><td>11万円</td></tr><tr><td>115万円超120万円以下</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超123万円以下</td><td>3万円</td></tr></tbody></table>	親族等の合計所得金額	控除額	58万円超85万円以下	63万円	85万円超90万円以下	61万円	90万円超95万円以下	51万円	95万円超100万円以下	41万円	100万円超105万円以下	31万円	105万円超110万円以下	21万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円	令和8年度分以降の住民税で適用
親族等の合計所得金額	控除額																					
58万円超85万円以下	63万円																					
85万円超90万円以下	61万円																					
90万円超95万円以下	51万円																					
95万円超100万円以下	41万円																					
100万円超105万円以下	31万円																					
105万円超110万円以下	21万円																					
110万円超115万円以下	11万円																					
115万円超120万円以下	6万円																					
120万円超123万円以下	3万円																					

税目	項目	内容	時期等										
所得税 ・住民税 ＝抜粋＝	所得要件の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。 ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。 勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下（現行：75万円以下）に引き上げる。 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円（現行：55万円）に引き上げる。 	<p>令和7年分以後の所得税について適用</p> <p>令和8年度分以降の住民税で適用</p>										
	生命保険料控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族等を有する場合には、令和8年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次の通りとする。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年間の新生命保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30,000円以下</td> <td>新生命保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>30,000円超60,000円以下</td> <td>新生命保険料×1/2+15,000円</td> </tr> <tr> <td>60,000円超120,000円以下</td> <td>新生命保険料×1/4+30,000円</td> </tr> <tr> <td>120,000円超</td> <td>一律60,000円</td> </tr> </tbody> </table> 旧生命保険料及び上記の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円（現行：4万円）とする。 	年間の新生命保険料	控除額	30,000円以下	新生命保険料の全額	30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円	60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円	120,000円超	一律60,000円	<p>令和8年分の所得税で適用</p> <p>（注） 一般生命保険料控除、介護医療保険料及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とする（現行と同じ）。</p>
	年間の新生命保険料	控除額											
30,000円以下	新生命保険料の全額												
30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円												
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円												
120,000円超	一律60,000円												
住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	<ul style="list-style-type: none"> 個人で年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者が、認定住宅等の新築もしくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」という。）をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次の通りとして本特例の適用ができることとする。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>借入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td>4,000万円</td> </tr> </tbody> </table> 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できることとする。 	住宅の区分	借入限度額	認定住宅	5,000万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	省エネ基準適合住宅	4,000万円	<p>居住年が令和7年となるもの</p>			
住宅の区分	借入限度額												
認定住宅	5,000万円												
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円												
省エネ基準適合住宅	4,000万円												
退職所得控除の適用見直し	<p>退職手当等（老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ）を除く。）の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金の支払等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とする。</p>	<p>令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用</p>											
法人税 ＝抜粋＝	中小企業者等の法人税の軽減税率の特例	<p>次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる。 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。 											
検討事項	暗号資産取引に係る課税	<p>暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報道義務の整備等をするを前提にその見直しを検討する。</p>											